

歴史を変えよう、山を動かそう、みんなの力で

中澤 靖夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長



いま、私たち診療放射線技師は大きな歴史の転換点に立っています。昭和26年6月に成立した診療エックス線技師法は、国民や医療社会の要請に応えながら諸先輩方のご努力により一部改正を行ってまいりました。昭和43年5月には診療エックス線技師法と診療放射線技師法の2本立てとなり、使用できるエネルギーによって放射線業務が分断され、教育制度も二年制、専攻科、三年制が続く苦しい時期がありました。昭和58年10月には諸先輩のご努力により資格法が一本化され、現在の診療放射線技師法となったわけです。平成5年4月には業務が拡大されMRI検査・超音波検査・無散瞳型眼底カメラ検査ができるようになりました。平成22年4月には画像診断における読影の補助、放射線検査等に関する説明・相談ができるようになり、さらに平成27年4月からは造影剤の血管内投与に関する業務、下部消化管検査に関する業務、画像誘導放射線治療に関する業務、核医学診断装置に関する業務、胸部健診時の医師の包括的指示による検査ができるようになりました。

しかしながら、業務拡大に伴う診療放射線技師教育内容の見直しが不十分であります。

平成12年に診療放射線技師学校および養成所におけるカリキュラムの見直しが行われ、平成13年3月10日付をもって診療放射線技師学校養成所指定規則が改正されていますが、この改正からすでに15年が経過し、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大などにより、診療放射線技師に求められる技術や能力が変化しています。平成26年6月の診療放射線技師法の一部改正に伴い、平成27年2月20日付の診療放射線技師学校養成所指定規則の改正（医政発0220第2号）により教育内容および単位数について見直しが行われましたが、診療放射線技師の業務内容や求められる技術や能力について、学校教育に十分に反映されているとはいえ、追加・修正が必要であります。

本会は、業務拡大に伴う診療放射線技師教育の抜本的な見直しの視点から、平成26年7月に厚生労働省、文部科学省に対して「診療放射線技師教育における臨床実習のあり方に関する検討会の設置」「診療放射線技師法施行規則の見直し」について要望し、医療社会の要請や診療放射線技師の質の向上に向けた指定規則の見直しについての公的な検討会の設置を求めています（ホームページに掲載）。その準備段階として、平成27年9月から本会および全国診療放射線技師教育施設協議会と合同で、診療放射線技師関連法令および臨床実習の在り方について検討し、報告書を取りまとめています。

職業の発展の基盤は教育制度にあります。昭和50年代から始まった放射線関連機器の開発や画像診断技術・放射線治療技術の高度化のスピードは、私たち診療放射線技師の世界にパラダイムシフト（paradigm shift）をもたらしています。この革命的な放射線業務の変化に対して、診療放射線技師教育も十分対応していかなくてはなりません。しかしながら、古い指定規則にこだわり臨床実習は見学型でいい、しかも実習単位は少ない方がいいと言っている診療放射線技師養成機関が存在しております。このような養成機関は私たちの将来に何をもちたしてくれるのでしょうか。いま、医療社会はチーム医療を推進するために課題解決型高度医療人材の養成を求めています。医学部においては平均実習単位51週から世界標準である72週以上にすることが求められています。全てのメディカルスタッフの実習は見学型から参加型が求められています。私たちは国民の健康と福祉の増進のために、高度な質の高い診療放射線技師を養成するために、診療放射線技師法の抜本的な改正に取り組んでいます。そのためには行政への取り組みは当然ですが、国政への取り組みも必要であります。今まさに歴史を変える時が到来しました。会員の皆さん、診療放射線技師法の抜本的な改正のために山を動かそうではありませんか。